

新旧対照表

○租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定及び優良な住宅の新築の認定に関する規則

新	旧
<p>(優良宅地造成認定の申請)</p> <p>第3条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）の規定による住宅地造成事業に係る宅地の造成に係る場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 優良宅地造成認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）<u>第13条の3第8項第2号ロ又は第21条の19第9項第2号ロ</u>に掲げる書類</p> <p>(7) (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(優良宅地造成認定の申請)</p> <p>第3条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）の規定による住宅地造成事業に係る宅地の造成に係る場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 優良宅地造成認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）<u>第13条の3第9項第2号ロ又は第21条の19第10項第2号ロ</u>に掲げる書類</p> <p>(7) (略)</p> <p>3～8 (略)</p>

新

第1号様式 (第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

優良宅地造成認定申請書 (一般用)

※
手数料欄

年 月 日

神奈川県知事殿
(神奈川県 土木事務所長)

申請者 住 所
郵便番号
氏 名 (法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ(第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定により、次のとおり優良宅地造成認定を申請します。

宅 地 造 成 の 概 要	1	宅地の造成区域に含まれる地域の名称	
	2	宅地の造成区域を含む都市計画区域の名称	
	3	宅地の造成区域の面積	平方メートル
	4	宅地の用途	
	5	工事着手予定年月日	年 月 日
	6	工事完了予定年月日	年 月 日
	7	その他必要な事項	
※	受付番号	年 月 日 第 号	
※	認定番号	年 月 日 第 号	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 宅地の造成区域を含む都市計画区域の名称の欄には、租税特別措置法第31条

旧

第1号様式 (第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

優良宅地造成認定申請書 (一般用)

※
手数料欄

年 月 日

神奈川県知事殿
(神奈川県 土木事務所長)

申請者 住 所
郵便番号
氏 名 (法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)
電話番号

租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ(第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ)の規定により、次のとおり優良宅地造成認定を申請します。

宅 地 造 成 の 概 要	1	宅地の造成区域に含まれる地域の名称	
	2	宅地の造成区域を含む都市計画区域の名称	
	3	宅地の造成区域の面積	平方メートル
	4	宅地の用途	
	5	工事着手予定年月日	年 月 日
	6	工事完了予定年月日	年 月 日
	7	その他必要な事項	
※	受付番号	年 月 日 第 号	
※	認定番号	年 月 日 第 号	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 宅地の造成区域を含む都市計画区域の名称の欄には、租税特別措置法第31条

の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに基づくものでない場合は、記入しないでください。

- 3 その他必要な事項の欄には、宅地の造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。

の2第2項第14号ハ又は第62条の3第4項第14号ハに基づくものでない場合は、記入しないでください。

- 3 その他必要な事項の欄には、宅地の造成を行うことについて、宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記入してください。